

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－73）、MOX 燃料加工施設（1－70）」

2. 日時：令和3年9月30日（木） 13時30分～18時10分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

長谷川規制管理官、中川上席安全審査官、岸野主任安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、大岡安全審査専門職、高梨安全審査専門職、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 村野 理事 再処理副事業部長 他 38 名

九州電力株式会社 テクニカルソリューション統括本部
土木建築本部 原子力土木建築部長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

四国電力株式会社 原子力部 燃料技術グループ 担当

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 副課長

大成建設株式会社 原子力本部 原子力構造技術部 専任部長代理 他 1 名

MHI NS エンジニアリング株式会社 構造技術部 機器構造設計グループ

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）から、設計及び工事の計画の変更認可申請について、次回審査会合で説明予定である全般事項及び耐震関係の内容について以下のとおり説明があった。

- 全般事項の申請対象設備の明確化については、抽出結果の網羅性の検証を引き続き進めている。
- 耐震関係については、安全冷却水 B 冷却塔飛来物防護ネット架構（以下「飛来物防護ネット」という。）における有効応力解析の解析条件について説明予定である。

(2) 原子力規制庁から、主に以下の点を伝えた。

- 申請対象設備の明確化については、前回審査会合からの進捗状況に関して、何ができていて何ができていないのかを明確に説明すること。

- 耐震関係については、まず全体の状況を説明した上で今回の審査会合ではどの部分を説明するのか明確にすること。前回の審査会合で議論した地盤モデル及び飛来物防護ネットの上部構造の耐震評価については、考え方は確認したが、結果は確認していない。節目毎で状況の説明を行うこと。
 - 審査会合資料の説明内容については、上記を踏まえて構成を見直した上で、不要な部分は削除し、説明が不十分な部分は記載を充実させること。
- (3) 日本原燃から、設計及び工事の計画の変更認可申請について、9月16日、21日及び22日提出の補足説明資料について説明があり、質疑応答を行った。基本方針に関する資料に対する記載上の指摘については関係する資料にも反映することを求めた。
- (4) 日本原燃から、本日のヒアリングを踏まえて対応する旨の発言があった

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和3年9月16日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年9月21日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年9月22日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年9月28日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」